

主な「受検の手引」販売先一覧表

名称	所在地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北海道支部	〒060-0003 札幌市中央区北3条西2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東北支部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北陸支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中部支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関西支部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリースビル 8F	06-6941-8845
同 中国支部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四国支部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイティブビル 4F	087-821-8074
同 九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北部支所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験2回目）

受検の手引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8
TEL 03-3433-1575（平日9:30～12:00、13:00～17:30）
FAX 03-3433-0401 URL <http://www.jcmanet.or.jp>

「受検の手引・申込用紙」共で1部500円（郵送で請求のときは送料共で1部750円）
落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）
平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験

【実地試験（2回目）】^{注1)} 受検の手引

受付期間

平成30年3月2日(金)～4月2日(月)
※締切日「4月2日(月)」の消印まで有効(消印のある場合)

実地試験日

平成30年8月下旬から9月中旬

実地試験地

石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市
善通寺市	糟屋郡	国頭郡		

※実地試験地は、都合により変更する場合があります。

【注意】

注1)：受検の手引には、下記の4種類があります。受検する試験に合わせ適切な手引をお選びください。4種類のうち、青色のものがこの手引です。なお、実地試験(2回目)の手引は、該当者へ当協会から平成30年2月5日に発送します。

【学科試験・実地試験】：平成30年度に、学科試験と実地試験の両方を受検される方のための手引です。

【学科試験のみ】：平成30年度に学科試験を受検し、平成31年度以降に実地試験を受検される方のための手引です。

【実地試験(1回目)】：平成28年度～29年度までの学科試験に合格し、平成30年度に1回目の実地試験を受検される方の手引です。

【実地試験(2回目)】：平成29年度の実地試験(1回目)が不合格となり、平成30年度に学科試験を免除され2回目の実地試験を受検される方の手引です。

注2)：この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注3)：当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。

当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

注4)：受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第27条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成27年12月26日付けの建設業法施行令の一部改正により、17歳以上になる者であれば、実務経験がなくても学科試験までは受検できるようになり、学科試験の合格者は、学歴に応じた実務経験を満たした後に実地試験を受検できるようになりました。

実地試験に合格し、所定の手続きを行うことで国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

なお、実地試験の受検は、学科試験（平成28年度以降の試験に限る。）に合格した年度から12年以内（合格年度を含む）に実施される実地試験に限られます。また、この12年間であれば、翌年度の実地試験に限り学科免除受検者として実地試験を受検できます。

注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。

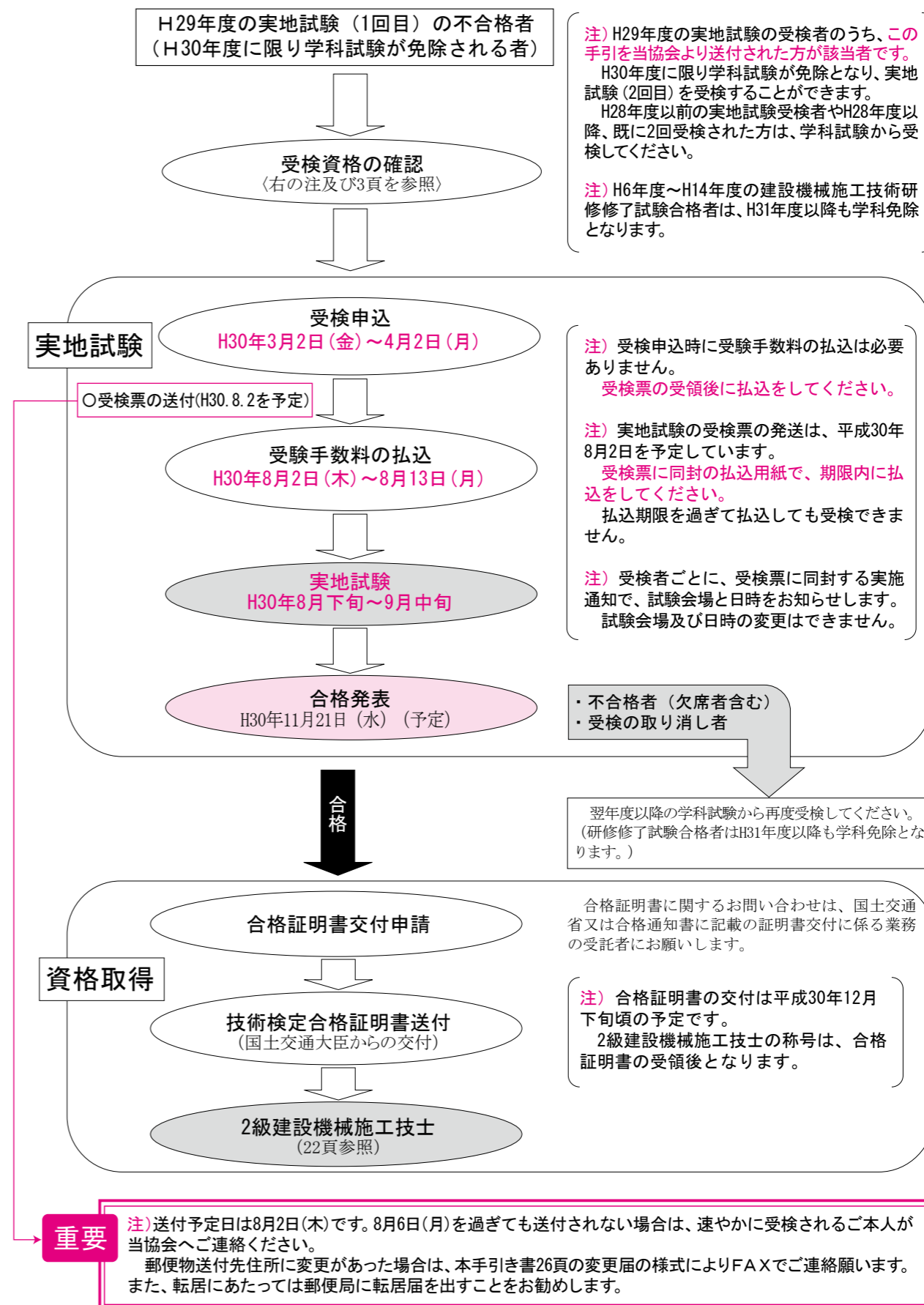
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

目次

2級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込みに必要な書類	3
2. 試験の方法及び内容	5
3. 試験の日時及び試験地等	6
4. 受験手数料	6
5. 受検申込みについて	7
6. 住所変更等について	8
7. 受験地変更について	8
8. 受検の取消しについて	8
9. 実地試験にあたっての注意	8
10. 合格発表及び通知	9
11. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて	10
12. 「2級建設機械施工技士」の処遇等	10
13. 不正行為に対する措置	10
14. 個人情報について	10
15. 申込書類の作成方法（記入例）	12
16. よくある質問	19
17. 参考	21
※変更届	26

2級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。

※平成28年度以降の学科試験合格者は、合格から12年以内であれば連続する2回の実地試験を受検できます。
平成29年度の実地試験（1回目）の不合格者は、その受検種別について、平成30年度に限り学科試験が免除され実地試験から受検できます。



2 級建設機械施工技術検定（実地試験（2 回目））

1. 受検資格と申込みに必要な書類

(1) 受検資格

平成 29 年度の実地試験（1 回目）の受検者は、その受検をもって実地試験（2 回目）の受検資格を満たしています。ただし、実地試験（2 回目）は、平成 29 年度の実地試験（1 回目）と同じ種別に限り、他の種別と合わせて受検を希望する場合は、当協会へご相談ください。

平成 28 年度以前に実地試験（1 回目）を受検した者や平成 28 年度以降、既に 2 回受検された者は、学科試験を免除されないため、学科試験から「再受検者」として受検してください（H6 年度～H14 年度の建設機械施工技術研修了試験合格者を除く）。

(2) 申込みに必要な書類

平成 29 年度の実地試験（1 回目）の受検に際し提出した書類の一部が省略できます。実地試験（2 回目）の受検に必要な書類は下記①～④です。書類に不足や不備があると受検できませんので、12 頁以降の記載例を参照し適切な書類を作成のうえ提出してください。

① 受検申請書類（2 枚）

- ・ 2 級技術検定受検申請書【A 票】
- ・ 履歴票【A 票】
- ・ 2 級技術検定合格証明書交付申請書【B 票】
- ・ 2 級技術検定試験全部免除申請書【B 票】
- ・ 写真票 1 枚

1 枚

② 受検申込書（1 枚）

- ・ 2 級建設機械施工技術検定受検申込書【D 票】（コンピュータ入力票）
- 注）平成 29 年度の実地試験不合格通知書の写しを貼付（全面のり付け）してください（H6～H14 に実施した建設機械施工技術研修了試験合格者は不要です。）

③ パスポート用カラー証明写真（1 枚）写真票の写真貼付欄へのり付

明るさやコントラストが適切な写真店で撮影した鮮明なカラー証明写真

（注 1）縦 4.5cm × 横 3.5cm（フチは含まない）のパスポート申請用サイズのもの

（注 2）6 ヶ月以内に撮影したもの

（注 3）無背景、無帽で正面を向いたもの（概ね肩より上）ははっきりと本人と確認できる写真

（注 4）以下の写真は使用できません。

- ・ 自前のデジタルカメラで撮影したもの
- ・ 背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの
- ・ スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの
- ・ 前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの
- ・ サングラス、色が入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの
- ・ 写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが 3 センチ以下のもの

（注 5）写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を必ず記入してください。

（注 6）写真貼付欄にはがれないように貼付（全面のり付け）してください。（セロハンテープ等は不可）

※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再度提出していただけます。

（適切な写真が提出されないと、受検できない場合があります）

- ④ **本籍地記載の住民票**（平成 29 年度までに提出した書類から氏名又は本籍を変更した場合）すでに提出した書類の氏名又は本籍を変更した方は、戸籍抄本とともに、マイナンバーの記載がないものを提出してください。**マイナンバーの記載された住民票を提出した場合、マイナンバーに係る個人情報の保護について当協会は責任を負いません。**

(3) 受検の区分

1) 2 級建設機械施工技術検定の学科試験合格者（平成 28 年度以降の合格者に限る）

2 級建設機械施工技術検定の実地試験は、必要な実務経験年数を満たすことで、同検定の学科試験の合格年度から 12 年以内（合格年度を含む）に連続する 2 回の実地試験を受検することができ、次のとおり区分されます。ただし、平成 28 年度以降に合格した学科試験と同じ種別の実地試験の受検に限り、

- ① 1 回目実地受検者：学科試験合格から初めてとなる実地試験「実地試験（1 回目）」を受検する者（前年度までの実地試験の申込みをした者で、期限前に受検を取り消した者を含む）。
- ② 2 回目実地受検者：平成 29 年度の実地試験（1 回目）の不合格者。（注 1）2 回目実地受検者は、H30 年度に限り実地試験（1 回目）と同じ種別の学科試験が免除され、実地試験（2 回目）を受検できます。（注 2）

（注 1）ご覧のこの手引を当協会から送付された者が 2 回目実地受検者の該当者となります。

平成 28 年度以前に実地試験（1 回目）を受検した者や平成 28 年度以降、既に 2 回受検された者は、学科試験が免除されないため、実地試験（2 回目）の受検資格はありません。

（注 2）平成 29 年度に不合格となった種別と合わせて新たに他の種別も受検する場合（1 回目実地受検者かつ 2 回目実地受検者となる者）は、受検申込み及び受検方法について当協会へご相談ください。

《欠席者について》

※実地試験を欠席した者は、その試験を 1 回受検したことになります。実地試験（1 回目）の欠席者は、翌年度の実地試験に限り学科試験が免除され実地試験（2 回目）を受検できますが、実地試験（2 回目）を欠席した場合は、翌年度以降の学科試験は免除されないため、学科試験から受検する必要があります。

《受検の取消者について》

※実地試験（1 回目）の受検を取消した者は、学科試験の合格年度から 12 年以内であれば、あらためて実地試験（1 回目）から受検することができますが、実地試験（2 回目）の受検を取消した者は、翌年度以降の学科試験は免除されないため、学科試験から受検する必要があります。

2) 建設機械施工技術研修了試験の合格者

平成 6 年度から平成 14 年度まで当協会が実施した建設機械施工技術研修の修了試験の合格者（以下、「研修修了受検者」という。）は、合格した同一の種別について学科試験が免除され、実地試験のみを受検することができます。

2. 試験の方法及び内容

平成29年度の実地試験で不合格となった種別について、受検種別ごとに、所定のコース内での操作施工による試験を行います。

平成29年度の実地試験の種別に加え他の種別も新規に受検する場合は、当協会までご相談ください。

試験区分	試験科目	試験基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1. トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1. ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1. モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2. モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1. 締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	1. ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事中用建設機械操作施工法	1. 基礎工事中用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2. 基礎工事中用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3. 基礎工事中用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12 t 級
※第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル [バックホウ]	山積み0.28～0.45m ³ 級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m 級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12 t 級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅 2.5～4.5m 級
第6種	基礎工事中用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機 40～50 t 吊級

※第2種(ショベル系建設機械操作施工法)については、「JIS規格の操作方式左操作レバー横旋回方式」で試験を行います。

3. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日	時
実地試験	平成30年8月下旬から9月中旬までのあらかじめ指定した日時 ※実施通知書に同封する実地試験実施案内書で指定する日時となります。 指定日時及び試験会場の変更はできません。	

(2) 実地試験の試験地及び実施種別(予定)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石(北海道)狩市	仙(宮城県)台市	下(栃木県)都賀郡	秩(埼玉県)父市	小(石川県)松市	富(静岡県)士市	刈(愛知県)谷市	明(兵庫県)石市	小(兵庫県)野市	広(広島県)島市	善(香川県)通等市	糟(福岡県)屋郡	国(沖縄県)頭郡
トラクター系建設機械(第1種)	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ショベル系建設機械(第2種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーター・グレーダー(第3種)	○	○		○	○				○	○	○	○	
締め固め建設機械(第4種)	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
ほ装用建設機械(第5種)	○			○			○		○				
基礎工事中用建設機械(第6種)						○		○					

注) 1 ○印が該当種別の実地試験を行う試験地です。空欄の地域では、該当種別の実地試験は行いません。
注) 2 試験会場の規模と受検者数により、申込の希望受験地とならない場合があります。また、同じ会社の方と一緒に受検する場合でも、会場及び日時は異なる場合がありますので、必ずご自身あての通知により確認してください。

4. 受験手数料

1つの種別を受検	21,600円
2つの種別を受検	43,200円

※3つ以上の種別を受検する場合は、1つの種別につき21,600円を加えた金額となります。

*実地試験受験手数料の払込取扱票は、受検票とともに8月2日(木)(予定)に発送します。平成30年8月13日(月)までに郵便局窓口で払込みをしてください。

*郵便局窓口の郵便振替業務(受験手数料の払込み)は午後4時までです。注意してください。

*インターネットバンキング及び電信振替による払込みは受付しません。

*実地試験の受検申請手続きは、受験手数料の払込みをもって完了となります。払込期日を過ぎたの払込みや未払いの受検者は受検することができません。期日を過ぎた払込者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、10月中旬頃に郵便物送付先へ現金書留にて返金します。

*受検の取消しを行う場合は、8頁の「8. 受検の取消しについて」を参照ください。

*受検の取消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取消手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

*実地試験は、学科試験の合格者の状況を勘案し日程を確定する必要があるため、実施通知は学科試験の合格発表後となり、実地受験手数料の払込期間が短くなっております。受検者の皆様には、スケジュール管理にご留意いただくようお願いいたします。

5. 受検申込みについて

(1) 受検申込みの受付期間

平成30年3月2日（金）～平成30年4月2日（月）

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない郵便は、平成30年4月2日までに必着とし、期日を過ぎた受検申込みは受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

- ① 申込書類は、**必要な書類すべてに必要な事項を記載のうえ**、申込書類一式を指定の申込用封筒（受検の手引に同封のピンク色）に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として郵送**してください（ポストへは投函しないでください。）。必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので十分に確認のうえ、申請してください。

(注) 受検者別に個別の封書で申込みしてください。同じ会社であっても、複数者による一括の申込みは受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込みも受付しません。

- ② 受検申込は、**平成30年4月2日（月）の消印までの申込みが有効**となります（消印のないものは4月2日必着）。**受付期間を過ぎた申込みは受付しません。**

- ③ **申込書類の到着確認は**、簡易書留郵便発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問合せ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。**当協会への問合せでは確認できません。**

- ④ 実地試験の受験手数料は、払込取扱票（受験票と1枚綴り）が送付される平成30年8月2日（木）から平成30年8月13日（月）までに、6頁の「4. 受験手数料」により払込みを行ってください。（受検申込時は払い込まないでください。）

- ⑤ 受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証（お客様用）」は領収書に代えさせていただきますので、紛失しないように保管してください。当協会からは領収書の発行はいたしません。

- ⑥ 受検申込完了後に受検を取り消す場合は、8頁の「8. 受検の取消しについて」による取消しを行ってください。受検の取消手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金しません。取消手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

- ⑦ 申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

※平成30年度に3つ以上の種別を申込み受検者は、事前に当協会までお問い合わせください。

(4) 受検票の送付

受検票は、他の書類（受検票と1枚綴りの「実施通知書」及び「払込取扱票」と、試験会場及び日時を指定した「実地試験実施案内書」）とともに、8月2日（木）に発送を予定しています。

平成30年8月6日（月）までに送付がない場合は、必ず受検されるご本人が当協会まで連絡してください。また、受検票が届いても、受験手数料の払込手続きが完了しないと受検できません。受験手数料は、必ず平成30年8月13日（月）までに払込みをしてください。

6. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き26頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、下記の7項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会でも受理したことを確認してください。

7. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により**居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、平成30年8月13日（月）までに、下記①～③の書類**を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより**当協会あてに送付してください。**なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会でも受理したことを確認してください。

① 変更届（本手引き26頁の書式をコピーしご利用ください。）

② 受検票のコピー（到着していない場合は不要です。）

③ 変更理由を証明するもの（転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの）

※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

8. 受検の取消しについて

受検を取消す場合は、**平成30年8月13日（月）までに文書により当協会あてに申し出てください。**当協会へご連絡いただければ、手続方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取消しを申し出た受検者については、受験手数料から試験事務手数料を差し引いたうえで10月中旬頃に受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取消しはできません。事前の**受検取消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

9. 実地試験にあたっての注意

集合日時と試験会場については、実地試験実施案内書で確認してください。

実地試験実施案内書は、受検者ごとに送付しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合であっても、受検者ごとに集合日時や試験会場が異なる場合があります。必ず受検者本人あての実地試験実施案内書で確認してください。

試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

(1) 当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）

1) 受検票（紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。）

2) 実地試験実施案内書（紛失された場合は、(2)の3)を参照してください。）

3) ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのものでよい。）

4) 写真付き身分証明書（運転免許証等）

(2) 試験場における注意

1) 試験当日は、実地試験実施案内書で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。

試験日や集合時刻等は、受検者あての実地試験実施案内書で確認してください。

2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。

※受検票を紛失した場合の仮受検票は、受検後も大切に保管してください。

3) 受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合確認のため、受付で実地試験実施案内書の提示を求める場合がありますので、実地試験実施案内書は必ず持参してください。

案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認を受けたうえで来場してください。

4) その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

(3) 試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響があるような場合には、必ずご確認をお願いします。

10. 合格発表及び通知

(1) **合格発表予定**（発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。）

1) 実地試験

平成 30年 11月 21日（水）（予定）

2) 合格発表の方法と場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
- ③ 内閣府沖縄総合事務局
- ④ 一般社団法人 沖縄しまたて協会
- ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>
- ⑥ 官報公告

(2) **合否の通知**

合格発表日に、**受検者あてに郵便物送付先住所へハガキで通知**します。上記(1)の**合格発表日から数日しても通知がない場合は、受検者本人から当協会へご連絡ください。**ただし、試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。

合格者には、合格通知書と交付手数料納付書が1枚綴りとなったハガキで、欠席者を除く不合格者には、その旨を記載したハガキにより通知します。

(3) **合否等の問合せ**

合否については、上記(1)及び(2)によりご確認ください。**合否及び採点に関するお問合せには一切応じられません。**

11. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて

2級建設機械施工技士の国家資格を得るためには、本技術検定に合格した後、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書交付の申請手続きが必要です。

申請は、実地試験の合格通知書と1枚綴りになっている「交付手数料納付書」に、収入印紙2,200円（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないことを確認し、合格通知書に記載した宛先へ提出期限までに簡易書留郵便で郵送してください。合格証明書（B5サイズの書面）は、12月下旬頃までに申請者本人あてに送付される予定です。

合格証明書の交付申請手続きに関するお問い合わせは、国土交通省又は国土交通省が証明書交付手続きを委託する者（合格通知書に記載）へお願いします。

12. 「2級建設機械施工技士」の処遇等

前項の手続きにより「2級建設機械施工技士」の国家資格を得ると、建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～③に示す有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に限られます。

- ① 請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に必要な営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ② 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
- ③ 公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

上記の他に得られる資格については、22頁を参照してください。

13. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正な手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消の措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に関係した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

14. 個人情報について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。
- 受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。

2級 実地試験(2回目)

15. 申込書類の作成方法

※誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

(記入例)

申 込 書 類		書類No.	・2回目実地受検者 ・研修修了受検者	
			提出の有無	頁
A票	2級技術検定受検申請書	①	○	13
	履歴票	②	○	13
	履歴票	③	×	×
	2級技術検定実務経験証明書	④	×	×
B票	2級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	15
	2級技術検定試験全部免除申請書	⑥	○	15
D票	コンピュータ入力票 (2回目受検者記入用)	⑦	○	17
	写真票 (表面)	⑧	○	16
	写真票 (裏面)	⑨	○	16

注) 1: ○印が提出する書類です。例に従って記入又は貼付をしてください。

2: 上表は、3頁の提出書類のうち、住民票など第三者が発行する添付書類を省略しています。

重 要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

「2回目実地受検者」「研修修了受検者」(4頁参照)の申込書類の作成方法(⑤⑥)と写真票の記入例)

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください(鉛筆及び消せる筆記具は使用不可)。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

B票

⑤

2級技術検定合格証明書交付申請書

2級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通省 地方整備局長 北海道開発局長 内閣府 沖繩総合事務局長	フリガナ タロウ 氏名 梶原 太郎
本籍 青森 (〒105-0011) 東京都港区芝公園3-5-8	フリガナ タロウ 氏名 梶原 太郎
現住所 東京都港区芝公園3-5-8 (昭利)平成	フリガナ タロウ 氏名 梶原 太郎
生年月日 62年11月3日生	フリガナ タロウ 氏名 梶原 太郎
技術検定の種目及び種別 建設機械施工 第1種	フリガナ タロウ 氏名 梶原 太郎

日付は、記入の必要ありません。

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

⑥

2級技術検定試験全部免除申請書

2級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

生年月日・年齢 (昭利)平成 62年11月3日生・満30年5月	本籍 青森 東京都港区芝公園3-5-8
*免除番号 建設機械施工	現住所 東京都港区芝公園3-5-8
受検種目 免除を受けようとする試験	受検種別 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	試験を受けた年月日又は免許を受けた年月日
試験名称 2級建設機械施工技術検定 (昭利)平成 29年8月2日	試験科目 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験 実地試験
試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
2級建設機械施工技術研修了試験 (昭利)平成 00年00月00日	

(注)：※印の欄は記入しないこと。
(注)：「受検種別」欄に、免除を受けようとする種別を○で囲み、「免除を受けようとする試験」欄の試験区分を○で囲む。

申込日
平成 30年 4月 1日

全部免除を受けようとする、2級学科試験合格種別を○で囲む。
試験区分は学科試験を○で囲む。

研修修了受検者は、免除資格となる試験名称欄に「2級建設機械施工技術研修修了試験」と記入し、受検種別欄に合格した種別を記入してください。

写真票 表 ⑧

平成30年度技術検定写真票

フリガナ
タロウ
氏名
梶原 太郎

受検番号
*

出欠状況
実地 第1種
実地 第2種
実地 第3種
実地 第4種
実地 第5種
実地 第6種

30

30

ここに貼付された写真を合格証に転写します。
左に書かれている条件をご確認の上、貼付ください。
それ以外のものは、認めませんのでご注意ください。

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

撮影日を必ず記入してください。
(申請前6カ月以内)

写真票 裏 ⑨

フリガナ
タロウ
氏名
梶原 太郎

本籍
青森
東京都港区芝公園3-5-8

生年月日
(昭利)平成 62年11月3日生(満30歳)

〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-8

TEL. 03-3433-0401
(株)東京建設
TEL. 03-3433-1575

〒000-XXXXX
東京都区△△△1-1-1

16. よくある質問

2級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（4月2日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。取得後6ヶ月以内でマイナンバーの記載のないものを提出してください。

Q 住民票、写真は、古いものでも良いですか？

A ・住民票は、取得後6ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 平成30年8月2日（木）の予定です。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 受検票に同封した「実地試験実施案内書」をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、実施通知に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 実地試験の事前練習の講習会は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会の紹介は行っておりません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁（26頁）の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要な事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。
※8頁「6.住所変更等について」を参照してください。

Q 実地試験は11月21日（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格発表日の年度を含む12年以内（平成29年度学科試験のみ合格者は西暦2028年度まで）の連続する2回受検できます。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
※22頁「表2」を参照してください。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575（9:30～12:00、13:00～17:30）
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
（お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。）

17. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けている業者	指定建設業 (土木工事業 建築工事業 管工事業 鋼構造物工事業 ほか装工事業 電気工事業 造園工事業)				その他 (左記以外の22業種)					
	特 定		一 般		特 定		一 般			
建設業の許可制度	営業所に必要な技術者の資格要件		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者			
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計		4,000万円以上 注)1	4,000万円未満 注)1	4,000万円以上は契約できない 注)1	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない		
	工事現場に置くべき技術者		監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者	
	技術者の資格要件		一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任		公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円以上のときに必要 注)2							
資格者証の必要性		発注者が国、地方公共団体等のときに必要		発注者が国、地方公共団体等のときに必要		発注者が国、地方公共団体等のときに必要		必要ない		
監理技術者講習受講の必要性		必要ない		必要ない		必要ない		必要ない		

注) 1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

(2) 建設機械施工技士の処遇

この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

- 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。
- 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
- 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係

凡例【○：有資格者、△：検査者として必要な講習科目を一部免除】

建設機械施工技士	事業内検査の資格種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)		車両系建設機械(締め固め用)		車両系建設機械(基礎工用)		車両系建設機械(コンクリート打設用)		高所作業台車	不整地運搬車
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第1種	第2種	第3種	第4種
1級建設機械施工技士		○	○	○	○	△	△	△	△	△	○
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	第6種	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

凡例【○：有資格者、△：必要な講習科目を一部免除、×：免除なし】

建設機械施工技士	技能講習の種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習		車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習		車両系建設機械(解体用)運転技能講習		不整地運搬車運転技能講習		高所作業台車運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
		ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者	ただし、2級の第6種に相当する操作施工法を選択した者	注)○(△)ただし、2級の第2種に相当する操作施工法を選択した者	ただし、2級の第1種に相当する操作施工法を選択した者	△	△	△	△	△	△	△	
1級建設機械施工技士		○	○	注)○(△)	○	△	△	△	△	△	△	△	△
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
	第2種	○	△	注)○(△)	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第5種	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要がある。

(3) 1級建設機械施工技術検定試験の受検資格

1級受検資格は下表のとおりです。2級合格者でなくても必要な実務経験年数があれば1級を受検できます。詳細は、1級の「受検の手引」（当協会のホームページで閲覧できます）を参照してください。

区分	学歴又は資格		必要とする実務経験年数	
			指定学科	指定学科以外
イ	学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）		卒業後3年以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)	卒業後4年6月以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)
	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者（「専門士」に限る）		卒業後5年以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)	卒業後7年6月以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)
	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）		卒業後10年以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)	卒業後11年6月以上 (指導監督的実務経験1年以上を含む)
	その他の者		卒業後15年以上(指導監督的実務経験1年以上を含む)	
ロ	2級合格後5年以上の者		合格後5年以上(これに指導監督的実務経験1年以上を含む)	
	2級合格後5年未満の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当 (指導監督的実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上	卒業後、次のいずれかに該当 (指導監督的実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月以上
		その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(指導監督的実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者		合格後3年以上 (これに専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
	2級合格後3年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	

(次頁に続く)

区分	学歴又は資格		必要とする実務経験年数		
			指定学科	指定学科以外	
ハ	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者	2級合格後3年未満の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②同上の経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	卒業後、次のいずれかに該当 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して7年以上 ②同上の経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して8年6月以上
			その他の者	卒業後、次のいずれかに該当(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む) ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上	
	その他の者	その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後8年以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	卒業後9年6月以上 (専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)
			その他の者	卒業後13年以上(専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む)	
ニ	★	その他の者	2級合格者	合格後3年以上 (これに指導監督的実務経験1年以上及び専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	
			学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後8年以上(指導監督的実務経験1年以上を含み、かつ5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者の指導を受けた実務経験2年以上を含む)	

(注)・表中の「2級」は、2級建設機械施工技術検定を指す。
・表中の「★」欄は、専任の監理技術者の指導を受けた実務経験が2年以上の者とする。

【指導監督的実務経験とは】

建設工事の施工にあたって、主任技術者、施工監督、現場主任などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を適確に実施した経験をいいます。

【専任の主任技術者の実務経験とは】

「公共性のある工作物に関する重要な工事」(次の①、②の両方に該当すること)に配置された主任技術者のことです。

- ① 工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
*3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)
*ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)
- ② 工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
*国・地方公共団体が発注した工作物の工事
*鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
*電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
*学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事(個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当)
- ③ 建設業法により、定められた国家資格等未取得していない者が実務経験により主任技術者になれる条件は、i～iiiのいずれかに該当する場合です。
i. 大学・短大・高等専門学校の指定学科卒業者
*許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有すること
ii. 高等学校の指定学科卒業者
*同じく、卒業後5年以上の実務経験を有すること
iii. 上記以外の場合
*同じく、10年以上の実務経験を有すること

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

- ①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く。)
- ②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮
- ③補聴器、拡大鏡等の使用の許可
- ④注意事項についての文字による説明
- ⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません。)
- ⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

- 受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認の上、お送りください。
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

平成 30 年 月 日

平成30年度 2級建設機械施工技術検定試験（実地試験2回目） 郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の実地希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

<input type="text"/>	受検申込時の氏名		生年月日
受検番号	フリガナ	(氏) (名)	昭和 平成 年 月 日
<input type="text"/>	漢字		

※受検番号は受検票(平成30年8月2日発送予定)に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	(〒 -)		TEL. - -
住所			

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名	フリガナ	(氏) (名)	→	新氏名	フリガナ	(氏) (名)
	漢字				漢字	

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍	→	新本籍
<input type="text"/>		<input type="text"/>

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
・受検票のコピー(受検票が到着していない場合は不要です)
・変更理由の証明になるもの(転勤辞令等の写し、転居先の住民票等)
※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地	→	新希望受験地	理 由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	()

⑤その他

()

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。